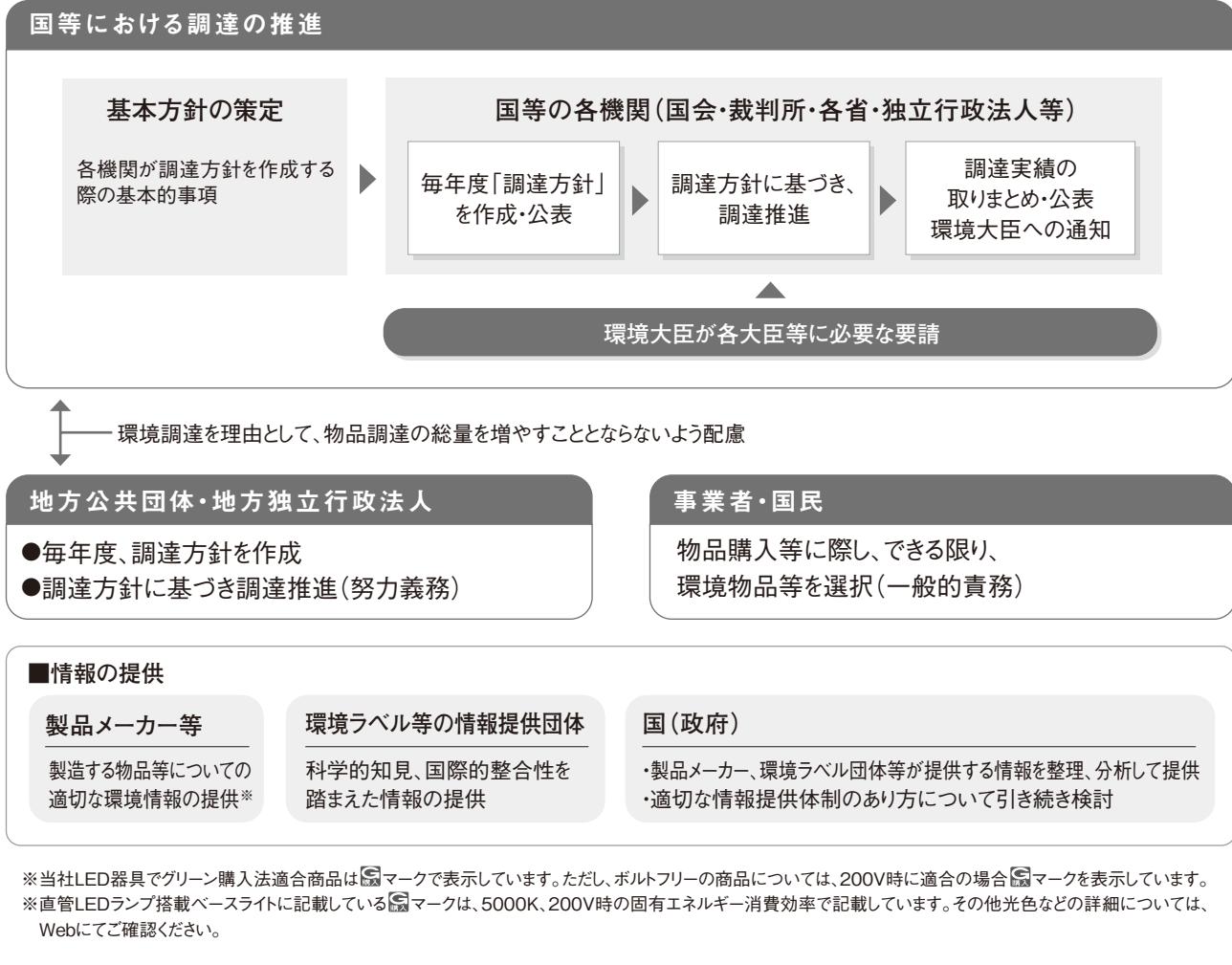


2001年4月施行の「グリーン購入法」によって、 環境負担の少ない物品の開発と調達が推進されています。

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定されました。

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。



当社は、地球環境保全の観点から日本のJ-Moss JIS規格(JIS C 0950)^{*1}にそって、
特定有害物質^{*2}の不使用に取り組んでまいりました。
その結果、一部の製品^{*3}を除いて特定有害物質の代替化を完了いたしました。

*1 J-Moss JIS規格(JIS C 0950)…日本産業規格 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示
(The Marking for presence Of the Specific chemical Substances for electrical and electronic equipment)※通称:左記英文の頭文字をとってJ-Mossとした。

日本における製品の特定含有物質の含有表示規格(2005年12月施行)。含有マークの表示と情報開示が義務付けられ、含有しない製品に関してはグリーンマークの任意表示が適用される。

*2 特定有害物質…鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)

*3 一部の製品…業界の標準的部材で代替調達の目処がたたないもの、及び納入先指定によるものなど。

グリーン購入法・照明器具における判断基準

■LED照明器具

■照明器具における環境物品の判断基準(環境物品等の調達の推進に関する基本指針ー環境省 2023年12月 より抜粋)

- ①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。
 - ア.基準1は、固有エネルギー消費効率が表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、かかるセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
 - イ.基準2は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。
 - ウ.演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。
- ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。
 - ア.固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。イ.演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
- ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

■表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準1
(投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色・昼白色・白色	144 lm/W以上
温白色・電球色	102 lm/W以上

備考①「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表1-2及び表2において同じ)。

②昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。

③ダウンライトのうち、器具埋込寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を114 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を96 lm/W以上とする。

④高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を156 lm/W以上とする。

■表1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準2
(投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色・昼白色・白色	120 lm/W以上
温白色・電球色	85 lm/W以上

備考①ダウンライトのうち、器具埋込寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80 lm/W以上とする。

②高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130 lm/W以上とする。

■表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色・昼白色・白色	105 lm/W以上	80 lm/W以上
温白色・電球色	90 lm/W以上	対象外

●配慮事項

- ①初期照度補正制御、人感センサ制御、かかるセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■目標の立て方

当該年度の投光器及び防犯灯を除くLED照明器具の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準1及び基準2それぞれの基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。投光器及び防犯灯にあっては、調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

■LEDを光源とした内照式表示灯

■照明器具における環境物品の判断基準

- ①定格寿命は30,000時間以上であること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

●配慮事項

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考 ①本項の判断の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じかけ形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着する照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具についても、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126の5に定める非常用の誘明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。

②本項のLED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

③「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準するものとする。

④本項のLED照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

⑤本項のLED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000 lm以上のものをいう。

⑥本項のLED照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。

⑦本項のLED照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全等の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。

⑧本項のLED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法)に準するものとする。

⑨LED照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011(照明器具-第5部:配光測定方法)に準するものとする。

⑩「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリプロモビフェニル並びにボリプロモジフェニルエーテルをいう。

⑪特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附録A(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附録書Aに準するものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準するものとする。

⑫「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る演色評価数をもとに算出する数値をいう。

⑬LED照明器具に係る配慮事項②及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント・ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。

⑭LED照明器具に係る配慮事項③及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関にて検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クリレジット」という)を算定し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という)製品をいう。

⑮オフセットに用いるクリレジットは、当面の間、J-クリレジット、二国間クリレジット(JCM)、地域版J-クリレジットなど我が国の温室効果ガス排出量に反映できるものを対象とする。なお、クリレジットの更なる活用を図る観点から、クリレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び对象クリレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

⑯本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。

⑰本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。

⑱「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

⑲調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択すること。

⑳調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

■照明制御システム

■照明制御システムにおける環境物品の判断基準

連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。

■蛍光ランプ(大きさの区分40形直管蛍光ランプ)

■蛍光ランプにおける環境物品の判断基準

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①高周波点灯専用形(Hf)である場合は、次の基準を満たすこと。
 ア.ランプ効率が100 lm/W以上であること。
 イ.演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。
 ウ.管径は25.5(±1.2)mm以下であること。
 エ.水銀封入量は製品平均5mg以下であること。
 オ.定格寿命は10,000時間以上であること。
- ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。
 ア.ランプ効率が85 lm/W以上であること。
 イ.演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。
 ウ.管径は32.5(±1.5)mm以下であること。
 エ.水銀封入量は製品平均5mg以下であること。
 オ.定格寿命は10,000時間以上であること。

●配慮事項

製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■基準値

※この基準値はランプ交換の場合にのみ適合します。(大きさ区分40形蛍光ランプについて)

	高周波点灯専用形(Hf) である場合	ラピッドスタート形又は スタータ形である場合
1 エネルギー消費効率	ランプ効率で100 lm/W以上	ランプ効率で85 lm/W以上
2 演色性	平均演色評価数Raが80以上	平均演色評価数Raが80以上
3 管 径	25.5(±1.5)mm以下	32.5(±1.5)mm以下
4 水銀封入量	製品平均5mg以下	製品平均5mg以下
5 定格寿命	10,000時間以上	10,000時間以上

出典：環境物品等の調達の推進に関する基本方針より引用

■電球形状のランプ

■電球形状のランプにおける環境物品の判断基準

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①電球形LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。
 ア.ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。
 イ.上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50 lm/W以上であること。
 ワ.演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
 エ.定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。
- ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。
 ア.エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
 イ.水銀封入量は製品平均4mg以下であること。
 ウ.定格寿命は6,000時間以上であること。

●配慮事項

製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■表2 電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

(A形(E26又はE17口金)以外のもの)

光源色	ランプ効率
昼光色・昼白色・白色	80 lm/W以上
温白色・電球色	70 lm/W以上

備考 ●調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から5 lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

■表3 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

蛍光ランプの 大きさの区分	蛍光ランプの 光源色	蛍光ランプの形状	基準エネルギー 消費効率(lm/W)		
			10	15	25
10	電球色				60.6
	昼白色				58.1
	昼光色				55.0
15	電球色				67.5
	昼白色				65.0
	昼光色				60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの			72.4
	電球色	蛍光ランプが露出していないもの			69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの			69.5
	昼白色	蛍光ランプが露出していないもの			66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの			65.2
	昼光色	蛍光ランプが露出していないもの			62.3

備考 ①次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

①蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの ④蛍光ランプが分離できるもの

②光束を調節する機能を有するもの ⑤蛍光ランプを保護するための

③鶏糞用に設計されたもの グローブが透明なもの

②「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2に規定する大きさの区分をいう。

③エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第54号(平成22年3月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

■表1 A形(E26又はE17口金)の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色・昼白色・白色	110.0 lm/W以上
温白色・電球色	98.6 lm/W以上

備考 ①次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ①電源電圧50V以下のもの
- ②平均演色評価数Raが90以上のもの
- ③調光器対応機能付きのもの

共通 ①本項の判断の基準の対象とする「電球形LEDランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。

備考 ②「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

③光源色は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

④昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形のランプ」に含まれないものとする。

⑤本項の「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用的白色LED使用の電球形のランプとする。

⑥本項の電球形LEDランプの「ランプの種類及び形状がA形」とは、JIS C 8158(一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超))に規定する種類及び形状を表す記号が「A形(LDA)」であるものをいう。また、「口金の種類がE26又はE17」とは、同JISの口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。

⑦本項の電球形LEDランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第一部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。

⑧本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2(一般照明用電球形蛍光ランプ-第2部:性能仕様)の定格寿命に準ずるものとする。

⑨調達を行う各機関は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

■照明制御システム

■照明制御システムにおける環境物品の判断基準

連続調光可能なHf蛍光灯器具、LED照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。

■LED道路照明

■LED道路照明における環境物品の判断基準

LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。

①道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。

ア. 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。

イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。

ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。

②トンネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。

ア. 標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。

イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。

ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。

③トンネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。

ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。

イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。

ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。

備考 ①「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法)及びJIS C 8152-2(照明白色発光ダイオード(LED)の測定方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

②「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。

なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値(LEDモジュールの規定光束)の80%未満になった時点(不点灯とみなす)までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力
連続照明	a 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	b 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	
	c 3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA
	d 3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	
	e 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA
	f 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA
	g 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	
	h 3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	i 3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	
	j 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA
歩道照明	k 平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	120 VA
	l 平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し	70 VA
局部照明	m 十字路(2車線×2車線) 20 lx	160 VA
	n 十字路(2車線×2車線) 15 lx	125 VA
	o 十字路(2車線×2車線) 10 lx	95 VA
	p 十字路(4車線×2車線) 20 lx	125 VA
	連続照明用 交差点隅切り部用	120 VA
	q 十字路(4車線×2車線) 15 lx	95 VA
	連続照明用 交差点隅切り部用	95 VA
	q' 十字路(4車線×2車線) 10 lx	70 VA
	連続照明用 交差点隅切り部用	70 VA
	r 十字路(4車線×4車線) 20 lx	125 VA
局部照明	連続照明用 交差点隅切り部用	120 VA
	s 十字路(4車線×4車線) 15 lx	95 VA
	連続照明用 交差点隅切り部用	95 VA
	t 十字路(6車線×4車線) 20 lx	125 VA
	連続照明用 交差点隅切り部用	120 VA
	u 十字路(6車線×4車線) 15 lx	95 VA
	連続照明用 交差点隅切り部用	95 VA
	- T字路(2車線×2車線) 20 lx	95 VA
	- T字路(2車線×2車線) 15 lx	70 VA
	- T字路(2車線×2車線) 10 lx	70 VA
局部照明	- T字路(4車線×2車線) 20 lx	125 VA
	連続照明用 交差点隅切り部用	120 VA
	- T字路(4車線×2車線) 15 lx	95 VA
	連続照明用 交差点隅切り部用	95 VA
	- T字路(4車線×2車線) 10 lx	70 VA
	連続照明用 交差点隅切り部用	70 VA
	- Y字路(4車線×2車線) 20 lx	125 VA
	- Y字路(4車線×2車線) 15 lx	95 VA
	- Y字路(4車線×2車線) 10 lx	70 VA
	v 歩行者の背景を照明する方式 20 lx	180 VA
歩行者の背景を照明する方式	v 歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95 VA
	w 歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180 VA
	w 歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95 VA
	x 歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95 VA

備考 ①「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月国土交通省)による。

②「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

③電球色LEDを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具(基本照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力
一般国道等	x (1/2低減) 0.75 (cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2低減) 0.95 (cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2低減) 1.15 (cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x 設計速度40 (km/h) 2車線 1.5 (cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y 設計速度40 (km/h) 2車線 1.5 (cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z 設計速度50 (km/h) 2車線 1.9 (cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa 設計速度50 (km/h) 2車線 1.9 (cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb 設計速度60 (km/h) 2車線 2.3 (cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc 設計速度60 (km/h) 2車線 2.3 (cd/m ²) 向合せ	65 VA
	dd 設計速度70 (km/h) 2車線 3.2 (cd/m ²) 千鳥	95 VA
高速自動車国道等	ee 設計速度70 (km/h) 2車線 3.2 (cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff 設計速度80 (km/h) 2車線 4.5 (cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg 設計速度80 (km/h) 2車線 4.5 (cd/m ²) 向合せ	95 VA

備考 ①「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月国土交通省)による。

②「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種別	標準皮相電力
NH 70W相当	50 VA
NH 110W相当	75 VA
NH 150W相当	105 VA
NH 180W相当	160 VA
NH 220W相当	205 VA
NH 270W相当	250 VA
NH 360W相当	290 VA

備考 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLEDトンネル照明器具をさす。